

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
平成29年度島根県障がい者アート事業	H29.5.17	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 会長 江口博晴 松江市東津田町1741-3	1,250,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	<p>本事業を実施するためには、障がい者芸術への深い理解が必要であり、作品を募集するに当たり、県内の障がい者・障がい者団体、施設等と密接な関係が必要である。</p> <p>島根県社会福祉協議会は、本県における社会福祉事業、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、県身体障害者団体連合会及び県知的障害者福祉協会の事務局業務などを受託するなど、県内の身体、知的、精神障がい者の活動に広く関わり、更に障がい者アート作品を使用した商品の開発等の事業を実施しており、障がい者芸術への理解が深い。</p> <p>県内に同様の団体はなく、島根県社会福祉協議会に本事業を委託することが妥当である。</p>	
平成29年度食品衛生推進業務の委託	H29.5.10	一般社団法人 島根県食品衛生協会 松江市大輪町414番地9	2,877,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	<p>本業務には、県内全域での食品等事業者間のネットワークと専門的知識が不可欠であり、業務遂行に必要な体制が整えられているのは、本団体の他にはない。</p>	